

モンゴル国国書の周辺

は し が き

いわゆる蒙古襲来、元寇については多くの研究の蓄積があるが、これまで知られていなかったモンゴル国国書などが張東翼氏によって『異国出契』の中から再発見されて紹介され、この問題をめぐる史料状況に貴重な一歩を進めることとなった。至元八年(一二七一)に国号を「大元」とする以前、大蒙古国から日本にもたらされた国書としては、至元三年(一二六六)八月、大蒙古国皇帝(フビライ、世祖)から日本国王(すなわち天皇)に宛てたものが最初である。しかしこの国書はすぐには日本にもたらされなかった。高麗国の使者は蒙古国使者の黒的らクイジンを日本に送り届けるべく巨済島にまで至りながら、海峡で波浪の高いのを前にして引き返してしまったからである。ことの次第を蒙古朝廷に報告した高麗国王はフビライから再度日本への使者を通ずるよう厳しく譴責を受けた。かくして最初の蒙古国国書が高麗の使者潘阜パンフによって日本にもたらされたのは、至元五年(日本文永五年)正月のことであった。張氏によって紹介されたのは、従来その存在が確実視され、内容も推測されていた第二の国書であり、至元六年に大蒙古国中書省から日本国王に宛てた牒形式の文書だったのである。

植 松 正

この問題についてはさまざまな分野や視点からのアプローチが可能であろう。筆者はもと元代の海運事業への関心から蒙古(元)・高麗・日本の関係に接近しようとしたが、再発見の国書を含めて歴史的に考察するには、まず基本となる相互の関係を外交文書の往復として捉え、文書情報の伝達の様相として理解するのが有力な方法ではないかと想い到った。上に述べたような大蒙古国皇帝のフビライが高麗国王の元宗王シヨク禮(もとの諱は僖)を譴責したことにしても、使者がもたらした外交文書によることだからである。そうなると文献史料の全般的検討が必要となるわけであるが、ここではある限られた期間を切り取った形で、こうした方法についてその有効性いかに検討し、なおモンゴル国国書の一部の問題について考えてみたい。

一 外交文書の整理

まず文献史料についてであるが、従来とも研究者が歴史叙述や論証のために用いてきた文献は主として以下のものである。すなわち『元史』の本紀と列伝、『元高麗紀事』、『高麗史』世家、『高麗史節要』、そして日本に伝世の文書写本及びその翻刻である。

『元史』の本紀は元朝の宮廷に蓄積されていた実録に基づいてそれ

窓を節略したものであるから、とくに日付については信頼のおけるものと考えてよい。至元三年における日本国王宛の国書の全文が世祖紀に採録されているのは、『元史』の編者が対日本関係の重要な第一歩と認識していたことを物語る。また『元史』巻二〇八、高麗伝、耽羅伝、日本伝には当然、それぞれの国、地域に関する基本的な記録が残されている。問題はその来源であって、『元史』の外国伝は、至順三年（一二三三）に成った『経世大典』の政典、征伐の記録に基づくと

考えられる。『経世大典』はそのままの形で残らず、分解されて明代の『永楽大典』の中に収められた。ところが『永楽大典』は清末の混乱にあつて多くが散逸し、その残った部分から元代の記録を輯本として刊行したのが『憲台通紀』、『站赤』、『大元海運記』、『大元馬政記』等の諸書である。これらの輯本には脱誤がかなり多く、『永楽大典』の該当部分と校合することが必須とされてきた。『元高麗紀事』もそうした輯本のひとつである。ところがこの書のもととなったはずの『永楽大典』の該当部分が今日見当たらないので、『元高麗紀事』を扱う場合には誤りの多いこととくに注意しなければならない。しかし基本的には『元高麗紀事』の記録は『元史』高麗伝に引き継がれていると考えてよい。

『元高麗紀事』、『元史』高麗伝の記事は、当然ながら蒙古・元の立場から記され、例えば皇帝の「詔」ならば高麗の使者に伝達された年時に繫けている。そしてその「詔」は高麗、あるいは蒙古の使者の旅程をはさんで、だいたい二箇月近くを経過して高麗に伝えられる。それが『高麗史』世家、また『高麗史節要』に記録されている。反対に高麗から蒙古・元に伝えられる情報も同じような次第で伝達され記

録される。つまり発給と受給の時間差に注意しなければならない。

いまここで日本国王宛の最初の国書以来の数年間を取り上げる便宜の上から、至元三年（一二六〇）から至元七年（一二七〇）までに行き来した外交文書の発給年時、発給者、形式、受給者、使者、受給年時について「蒙古・高麗・日本外交文書簡表」として示し、その文書の内容がいくらかでも記録されている場合には各々の欄外に出典を示しておいた。これにより校合の便宜が得られよう。

ここに取り上げた数年の情勢を文書の上から概観しておけば以下のようである。すなわち、最初の蒙古国国書の発給から、使者が渡海せずに引き上げるなどがあった末に、ようやく日本の大宰府に国書が届けられたこと、それにもかかわらず成果なくして帰国した高麗の蒙古に対する弁明と蒙古からの再度の譴責、再発見の『異国出契』所収の蒙古国中書省の牒、高麗慶尚道按察使の牒、高麗国内における権臣林衍えんの国王廃立のクーデタにからむ高麗・蒙古間の文書往復と、蒙古からの圧力により一旦は廃された国王王禴が復位したこと、高麗国内の蒙古に対する抵抗（とくに至元七年六月、三別抄の反乱）に対応する蒙古からの文書群である。

表中「ア」、「カ」、「キ」、「ソ」、「ツ」、「ヒ」は日本にもたらされた文書であり、「ソ」、「ツ」のふたつの文書が張氏によって再発見、紹介された『異国出契』所収のものである。また「ウ」、「コ」、「サ」、「シ」、「タ」、「ナ」は高麗から蒙古に伝えられた文書である。よく知られている「ヌ」、「ネ」は、日本側から「ソ」、「ツ」の両文書への返書として用意されたもので、最終的に発給するに至らなかった文書草案である。「ヘ」は現存してはいないが、従来の研究成

果から、三別抄の反乱勢力から日本への援助要請が行われたはずの文書の存在を推定して付しておいた。^③

蒙古襲来の研究は日本を被害者とする視点で叙述するものが多かったが、近年はより視野を拡げて東アジア全般の情勢のなかで（あるいは世界史として）捉えようとする傾向がよくなってきた。^④ 高麗情勢に着目すべきことは従来とも指摘されているところであるが、この表からも蒙古と日本の二国関係にとどまらず、その間に介在する高麗国の苦境ともいべき立場、高麗国内の情勢が日本へ波及するさまを認めることができよう。詳細はここではふれないが、鎌倉時代の日本の蒙古への対応も、蒙古の圧力を受け続けてきた高麗国の情勢に鑑みたところがあつたはずである。各国ともこの時代なりの情報収集の争いの渦中で苦慮していたと考えられる。

二 外交文書の文言の問題

上述の簡表は国際情勢の推移の考察に便宜があると思われるが、いまま少し丁寧な分析にも役立つと思われる。それは文書中にあらわれる文言の問題である。現代とて同じであるが、とくに外交文書の場合にはどのような表現によって事態や態度を表現するかに大いに気を使ひ、また相手に誤解を与えることのないよう正確を期さねばならない。これらの文書群には同じ文言を常套句のようにくり返し用いることがしばしばある。それは事実として同じ言葉がくり返されたというにとどまらず、同じ言葉を踏襲して用いなければならない必然性があったと考えられないであろうか。とくに元代の文書行政のあり方の問題として考えてみたい。大モンゴル帝国の時代から大可汗の言葉は格

別に大いなる権威として尊重されてきた。ヤサやジャルクがそれである。元代にも「皇帝聖旨」「詔書」などが行政的措置の最終的根拠としてしばしば引用された。同じ言葉のくり返しには、誤りなきを期す官吏の慎重な態度があつた。と同時に、のちに詳述するように、モンゴル語から漢語への翻訳の問題が介在したと考えるのである。

つぎに簡表の文書を主たる題材として、いくつかの文言を検討してみたい。

事例1「去使」

A 至於導達去使、以徹彼疆、開悟東方、嚮風慕義、茲事之責、卿宜任之、勿以風濤險阻爲辭、勿以未嘗通好爲解、勿以恐彼不順命有阻去使爲託。卿之忠誠、於此可見。卿其勉之。〔『元高麗紀事』至元三年八月条、『高麗史』元宗世家元宗七年十一月癸丑条、『高麗史節要』〕

去使を導達して、以て彼の疆に徹し、東方を開悟し、風に嚮い義を慕わしむるに至りては、茲の事の責、卿宜しくこれに任ずべく、風濤の險阻を以て辞と為す勿く、未だ嘗て通好せざるを以て解と為す勿く、彼れ命に順わず去使を阻むあるを恐るを以て託と為す勿れ。卿の忠誠、此に於て見るべし。卿其れこれに勉めよ。

B (至元四年六月)、帝謂王禎以辭爲解、令去使徒還、復遣黑的等至高麗諭禎、委以日本事、以必得其要領爲期。禎以爲海道險阻、不可辱天使。〔『元史』日本伝、高麗伝〕

(至元四年六月)、帝謂えらく、王禎、辭を以て解と為し、去使をして徒らに還らしむと、復た黑的らを遣し高麗に至りて禎を諭し、

委ぬるに日本の事を以てし、必ず其の要領を得るを以て期と爲す。禎ちん以為おもえらく海道險阻にして、天使を辱はかしむべからずと。

C (至元五年正月二十八日)、詔諭王禎曰、「……令海陽公金俊・侍郎李藏用しやうじやう賞表章、與去使同來、具悉以聞。」(『元高麗紀事』)〔ケ〕

(至元五年正月二十八日)、王禎に詔諭して曰く、「……令海陽公金俊・侍郎李藏用をして表章を賞し、去使とともに來り、具まさに悉ことごとく以聞せよ。」

D (至元五年) 九月、復遣黒的等使日本、命禎導送。詔曰、「……朕謂向委卿導送去使、若送至日本、彼或發還、或留滯、責不在卿、乃飾以偽辭、中道而還。」(『元高麗紀事』)〔セ〕

(至元五年) 九月、復た黒的らを遣し日本に使せしめ、禎に命じて導送せしむ。詔して曰く、「……朕謂うに向きに卿に委して去使を導送せしむるに、若し送りて日本に至るに、彼或いは發還し、或いは留滯せば、責は卿に在らず、乃ち飾るに偽辭を以てし、中道にして還る。」

E (至元七年) 十二月、詔諭禎送使通好日本、曰、「朕惟日本自昔通好中國、實相密邇、故嘗詔卿導送去使、講信修睦、爲其疆吏所梗、竟不獲明諭朕心。……」(『元史』高麗傳)〔フ〕

(至元七年) 十二月、禎に詔諭し使を送り好みを日本に通ぜしめて曰く、「朕惟うに日本は昔より好みを中国に通じ、実に相い密邇たり、故に嘗て卿に詔し去使を導送し、信を講じ睦を修めしめしに、其の疆吏の梗する所となり、竟に明かに朕が心を諭するを獲えず。……」

この「去使」なる語は元代特有の言葉であり、おそらく「差去使臣」

(差去する使臣)を約めた語と考えられる。なにゆえにこのような語があらわれるかといえは、訳官(蒙古的にいえば必闍赤)としては、フビライが発した言葉を忠実に翻訳する義務があり、それでこのような造語が行われたとみたいのである。

類例としては以下のようなものがある。上述Dの『高麗史』元宗世家(文書「セ」)に対応する部分が『高麗史節要』卷一八、元宗九年十一月の条ではつぎのようにある。

詔曰、「向委卿導送去使者、送至日本、卿乃飾辭、以爲風浪險阻、不可輕涉、中道而還。……」

ここでは「去使」を「使者」と言い換えている。さらに『高麗史』卷二六、世家元宗九年十一月庚寅の条(文書「ス」)にいう。

詔曰、「……其所造船隻、聽去官指畫、如耽羅、已與造船之役、不必煩重。……仍差去官先行相視黒山・日本道路、卿亦差官護送道路。」

詔して曰く、「……其の造る所の船隻は、去官の指画するを聴し、耽羅の如きは、已に造船の役に与れば、必ずしも煩重せざれ。……仍お去官を差して先行黒山・日本の道路を相視し、卿も亦た官を差して護送し道達せよ。」

やはり「去官」という翻訳の造語があったのであろう。

事例2 「風濤險阻」

A 茲事之責、卿宜任之、勿以風濤險阻爲辭、勿以未嘗通好爲解、勿以恐彼不順命有阻去使爲託。(『元高麗紀事』至元三年八月、『高麗史』元宗世家元宗七年十一月癸丑条、『高麗史節要』)〔イ〕

B 國書曰、「……故特遣書以往、勿以風濤險阻爲辭、其旨嚴切、茲

不獲已、遣某官某奉皇帝書前去。……」(『高麗史』元宗世家元宗八年八月丁丑条、『高麗史節要』、『鎌倉遺文』)〔カ〕

国書に曰く、「……故に特に書を遣して以て往き、風濤の險阻を以て辞と為す勿れとあり。其の旨厳切にして、茲こに已むを獲ず、某官某を遣し皇帝の書を奉じて前去せしむ。……」

C 勿以風濤險阻爲辭、抑未嘗通好爲解。其旨厳切、固難違忤。(『鎌倉遺文』、『異国出契』)〔キ〕

風濤の險阻を以て辞と為し、抑も未だ嘗て通好せざるを解と為すなかれ。其の旨厳切にして、固より違忤し難し。

この表現はとくに珍しいものではないが、高麗国王の日本国王宛の文書中の表現が世祖の高麗国王に対する敵命を忠実にトレースしていることを示した。Cは日本の大宰府に來訪した折の潘阜の書状である。別の表現としては、文書〔セ〕の『元高麗紀事』に「風浪蹴天」の表現があり、また同じく文書〔セ〕の『高麗史』元宗世家では「風浪險阻」とあるのを付言しておく。

さらに至元六年、高麗の使者申思佐が倭人塔二郎らを連れてフビライに拜謁した折には、フビライは「爾ら險阻を以て辞と為さず、不測の地に入りて生還し復命するは忠節嘉すべし」と上機嫌で話したという。

事例3 「得其要領」「必得要領」

この語法も漢文として珍しいものではないが、至元四年に蒙古が高麗に対して日本に必ず達すべしとの敵命として、諸所に踏襲して用いられる表現である。

A 黒的・殷弘以高麗使者宋君斐・金贊不能導達至日本來奏。降詔責

高麗王王禎、仍令其遣官至彼宣布、以必得要領爲期。(『元史』世祖紀至元四年六月乙酉条)

黒的・殷弘、高麗の使者宋君斐・金贊(が)導達して日本に至る能わざるを以て來奏す。詔を降し高麗王王禎を責め、仍お其れをして官を遣し彼に至りて宣布し、必ず要領を得るを以て期と為さしむ。

B 奉旨、復遣黒的等與君斐等還、論以日本國通好事。詔曰、「……

今日本之事、一以委卿、凡我朝所行、卿之所信服者、當俾官詣彼宣布、以必得要領爲期。……」(『元高麗紀事』至元四年六月条)

〔エ〕

旨を奉じ、復た黒的らを遣し君斐らと還り、論するに日本國通好の事を以てす。詔して曰く、「……今日本之事は一に以て卿に委すれば、凡そ我が朝の行う所にして卿の信服する所の者は、当さに官をして彼に詣りて宣布し、必ず要領を得るを以て期と為すべし。……」

C (至元四年六月)、復遣黒的與君斐等以詔諭禎、委以日本事、以必得其要領爲期。(『元史』高麗伝、日本伝)

D 帝諭曰、「……今日本之事、一委於卿、卿其體朕此意、通諭日本、以必得要領爲期。……」(『高麗史』元宗世家元宗八年八月丙辰朔条、『高麗史節要』)〔エ〕

潘阜が日本の大宰府に至りながら、所期の目的を達成できなかったことについても、『元史』卷二〇八、日本伝には「留まること六月、亦た其の要領を得ずして帰る」とある。

事例4 「日本与高麗密邇」

窓
A 高麗朕之東藩也。日本密邇高麗、開國以來、亦時通中國、至於朕躬、而無一乘之使以通和好。(『元史』世祖紀至元三年八月丁卯条、
『元史』日本伝、『鎌倉遺文』、『異国出契』)〔ア〕

高麗は朕の東藩なり。日本は高麗に密邇し、国を開きてより以來、亦た時に中国に通ずるに、朕躬らに至りて、一乗の使の以て和好を通ずるなし。⑩

B 高麗朕之東藩也。日本密邇、開國以來、亦時通中國、至於朕躬、而無一乘之使以通和好。(『高麗史』元宗世家宗八年八月丁丑条、『高麗史節要』)〔ア〕

C 惟爾日本、國于海隅、漢・唐以來、亦嘗通中國、其與高麗寔爲密邇。(『異国出契』)〔ソ〕

蒙古国から日本宛の最初の国書に引用された表現が再発見の至元六年の大蒙古国中書省からの牒文にも踏襲されている。

なお蒙古から高麗への文書にあつては、「日本與高麗爲近隣」との表現が用いられることが多い。

D 詔曰、「今趙彝奏、海東諸國、日本與高麗爲近鄰、典章政治、有足嘉尚、漢・唐而下、亦或通使中國。……」(『元高麗紀事』至元三年八月条、『高麗史』元宗世家宗七年十一月癸丑条、『高麗史節要』)〔イ〕

詔して曰く、「今趙彝奏すらく、海東の諸國、日本は高麗と近鄰爲り、典章政治、嘉尚するに足るあり、漢・唐而下、亦た或いは使を中国に通ず。……」

E 國書曰、「我國臣事蒙古大國、稟正朔有年矣。……今欲通好於貴國、而詔寡人云、日本與爾國爲鄰、典章政治、有足嘉者、漢・唐

而下、屢通中國。……」(『高麗史』元宗世家元宗八年八月丁丑条、『高麗史節要』)〔カ〕

国書に曰く、「我が国、蒙古大國に臣事し正朔を稟けて年あり。……今、好みを貴國に通ぜんと欲して、寡人に詔して云う、日本は爾が国と鄰爲り、典章政治、嘉するに足る者あり、漢・唐而下、屢ば中国に通ずと。……」

F 今欲通好于貴國、而詔寡人云、海東諸國、日本與高麗爲近隣、典章政治、有足嘉者、漢・唐而下、亦或通使中國。(『鎌倉遺文』、『異国出契』)〔カ〕

G 越丙寅年秋、遣使二人、傳詔云、日本與高麗爲鄰、自漢・唐而下、通使中朝。(『鎌倉遺文』、『異国出契』)〔キ〕

越えて丙寅の年秋、使二人を遣し詔を伝えて云えらく、日本は高麗と鄰爲り、漢・唐より而下、使を中朝に通ずと。

「日本與高麗爲近隣」云々は、Dにみるように、もと高麗の僧で還俗して蒙古皇帝に近づいた趙彝の言葉であつた。この人物の存在があつてこそ、蒙古から日本への働きかけが始まったのである。それがEの高麗から日本への国書として高麗史料に残り、その国書がFのように日本に残っている。蒙古皇帝の「海東諸國」の文言がFにありながらEの高麗史料にみえないが、本来は日本宛の高麗国国書に存在したにちがいない。Gは潘阜の書状に見えるものである。

事例5 「以至用兵」

A (至元三年) 八月丁卯、以兵部侍郎黒的・禮部侍郎殷弘使日本、賜書曰、「……且聖人以四海爲家、不相通好、豈一家之理哉。以至用兵、夫孰所好、王其圖之。」(『元史』世祖紀)〔ア〕

(至元三年)八月丁卯、兵部侍郎黒的・礼部侍郎殷弘、日本に使者を以て、書を賜いて曰く、「且つ聖人は四海を以て家と為し、相い好みを通ぜざるは、豈に一家の理ことばならんや。以て兵を用うるに至らば、夫れ孰たか好む所ぞ。王其れこれを図れ。」

B書曰、「……豈一家之理哉。以至用兵、夫孰所好。王其圖之。」

(『元史』日本伝)〔ア〕

C豈一家之理哉。至用兵、夫孰所好。王其圖之。(『鎌倉遺文』)〔ア〕

D豈一家之理哉。以至用兵、夫孰所好。王其圖之。(『異国出契』)

〔ア〕

E遣起居舍人潘阜齋蒙古書及国書如日本。蒙古書曰、「……豈一家之理哉。以至用兵、夫孰所好。王其圖之。」(『高麗史』元宗世家元宗八年八月月丁丑条、『高麗史節要』)〔ア〕

起居舍人潘阜を遣し蒙古の書及び国書を齎もたらし日本に如よかしむ。蒙古の書に曰く、「……豈に一家の理ならんや。以て兵を用うるに至らば、夫れ孰たか好む所ぞ。王其れこれを図れ。」

F(至元三年)八月、遣國信使兵部侍郎黒的・禮部侍郎殷弘・計議官伯徳孝先等、奉旨至禮國、諭以日本國通好事、詔曰、「今趙彝奏、海東諸國、日本與高麗爲近鄰、典章政治、有足嘉尚、漢・唐而下、亦或通使中國。故特遣使持書以往、得遂通好爲嘉。苟不論此意、以至用兵、夫孰所好。」(『元高麗紀事』)〔イ〕

(至元三年)八月、国信使兵部侍郎黒的・礼部侍郎殷弘・計議官伯徳孝先らを遣し、旨を奉じ禮の国に至らしめ、論するに日本國通好の事を以てし、詔して曰く、「今趙彝奏すらく、海東の諸國、日本は高麗と近鄰たり、典章政治、嘉尚するに足るあり、

漢・唐い而下、亦た或いは使を中國に通ずと。故に特に使を遣し書を持して以て往き、通好を遂ぐるを得て嘉となす。苟くも此の意を論らず、以て兵を用うるに至らば、夫れ孰たか好む所ぞ。」

G(至元(六)〔七〕年)十二月、又命秘書監趙良弼往使。書曰、「蓋聞王者無外、高麗與朕既爲一家、王國實爲隣境、故嘗馳信使修好、爲疆場之吏抑而弗通。……其或猶豫、以至用兵、夫誰所樂爲也。王其審圖之。」(『元史』日本伝)〔ヒ〕

(至元七年)十二月、又た秘書監趙良弼に命じ往き使せしむ。書に曰く、「蓋し聞くに王者は無外、高麗は朕と既に一家を爲せば、王国は実に隣境たり、故に嘗て信使を馳せて修好せしに、疆場きょうばの吏のために抑せられて通ぜず。……其れ或いは猶豫して、以て兵を用うるに至らば、夫れ誰か為すを樂たのむ所ならんや。王其れ審つまびかにこれを図れ。」

AからEまでは周知の蒙古国からの最初の国書であり、この文言が果たして日本に対する武力的威嚇を含蓄するものか否か議論のあるところである。蒙古側は単に「通好」、あるいは通商を求めたものであって、最初の段階では武力攻撃を意図してはいなかったとも言われる。

まずCの『鎌倉遺文』に収められたのは東大寺尊勝院旧蔵の写本であり、「至用兵」とあって「以」の字を欠いている。ここは興福寺一乗院所蔵本に拠った『異国出契』に従って「以」の字を補うべきである。『元史』の世祖紀と日本伝とも合致するからである。しかしながら、文章の冒頭に「以」の字を配置するのはいかにも通常の文としては奇異の感を免れない。一般に読まれているように「兵を用いるに

窓
至りては、夫れ孰か好む所ぞ」とするなら、「至於用兵」なり「至于用兵」とあって然るべきところである。そこで参考になるのがFの『元高麗紀事』の文である。ここは「苟不論此意」の文をつぎの「以」の字に始まる四字句に連結してなんら違和感のない文になっている。

Gの、趙良弼が至元七年末に使者にたち、翌年日本にもたらした日本国王宛の国書でも「其或猶豫」の文が前に付せられている。筆者はFの例にしたがって「苟不論此意」の文を補うべきだと言うのではない。Fは蒙古国皇帝から高麗国王に宛てた詔文でもある。

愚見は、国書のこの部分の文言は『異国出契』、『元史』、『高麗史』、『高麗史節要』の通りでよいと考える。それならなぜこのような不自然な句づくりになったかを考えなければならないが、それはさきに見たような翻訳の問題が関わっているからであろう。外交文書はしばしば皇帝の言葉を下敷きにしている。フビライ皇帝がモンゴル語で話したことを書記官、訳官は忠実に記録し、翻訳しなければならぬ。漢語の四字句を重ねる常套的スタイルは継承しながら、場合によっては翻訳のために造語したり、通常の文法を破ってしまうこともあったと思われる。これをよりつき詰めた例として、我々はモンゴル語の語順のままに翻訳した蒙文直訳体といわれるような異例の漢文も知っている。詔書や皇帝聖旨の場合と同様に、皇帝のモンゴル語の言葉を下敷きにすればこそ、このような変則的な文となったものであろう。

それならばこの国書の文言は武力的威嚇を含蓄するものであったか。筆者は、蒙古が南宋攻撃に主力部隊を振り向けているさなかに日本宛の国書が発せられたといえ、この国書の文言そのものに即して考える限り、明らかに「用兵」とある以上、日本に対する軍事力行使の

可能性を口にしていると考える。たとえ「望むところではない」と断っているにせよである。その延長線上に『異国出契』所収の文書〔ソ〕の牒文における「戦舸万艘もて、徑ちオシに王城を庄せん」との具体的な文言があると考えている。

三 再発見の『異国出契』所収モンゴル国書などについて

『異国出契』所収の蒙古襲来前夜の文書六種のうち、張東翼氏によって新たに見出されたのは、〔ツ〕の大蒙古国中書省からの日本国王宛の牒（至元六年六月）と〔ツ〕の高麗国按察使からの大宰府守護所宛の牒（至元六年八月）である。張氏は抬頭の形式を復原した積文と翻訳を付して両文書を紹介された。また文書の内容に即した分析的解説（とくに国書末尾の宰相名の同定）も詳細で説得的である。いま筆者はとくに文書〔ソ〕について文字の校訂をすべきところがいくらかあると考え、また翻訳にも張氏と多少ニュアンスを異にするところもあるので、あえて訓読と現代語訳による拙案を提示することとした。なお文書の内容を重視する上から、ここでは抬頭の書式によらずに原文を提示しておく。後掲の原文、訓読、現代語訳を参照されたい。

文書〔ソ〕の大蒙古国中書省の牒文についての筆者の校訂案は原文に示したとおりである。蒙古皇帝の威勢が拡まったことを述べるうち、「南抵六詔・五南」の「六詔」は唐代の南詔国成立以前の雲南地方の呼称であることに問題はない。ただ「五南」について張氏は「中国と交趾、合浦の境界にある五嶺」とされるが、筆者は「安南」の誤りと考える。憲宗モンケの時期以来、安南には兀良哈ウリヤハや鎮南王トモン脱斡

らが差し向けられてモンゴルの軍事作戦の対象となっていたからである。

この牒文には最初の蒙古国国書(文書「ア」)と同様のことが述べられていたにちがいないと従来とも推測されていたが、文書の内容に即してみると、「以四海為家」、「畏威懷德」、「嘗通中国、其手高麗寔為密邇」、「義雖君臣、歆若父子」の文言がほぼ踏襲されている。

さらに原文に二重線をほどこした部分の文言についてみると、『元文類』巻四一、雑著、征伐、日本につきのような対応する文がある。

卓還、上以爲將命者不達、黒的被刼、上以爲典封疆者、以慎守固禦爲常、此將吏之過。良弼之往、復謂不見報者、豈以高麗林衍叛、道梗故耶。終不以旅拒名之。

ここに書かれていることを補足して述べれば以下のようなのである。潘卓が大宰府に留め置かれた末に空しく帰国したのち、フビライは命令を取り次ぐものが首尾よく到達できなかったと考えた。そこで再度派遣された蒙古の使者の黒的は、至元六年(一二六九)二月に対馬に至ったが、現地で抵抗に遭った末に、倭人塔二郎と彌二郎を連れ帰った。塔二郎らは高麗から燕京(のちの大都、今日の北京)に送られ、フビライに謁見して壮麗な宮城を見学している。このたびの高麗国の使者(金有成)は兩名を日本に還す任務も帯びていた。『元文類』によれば、黒的が対馬で抵抗に遭ったことについて、現地の辺境守備のものが職務に忠実であるあまりに犯した過ちであると、フビライは考えた。このフビライの判断がそのまま『異国出契』所収の国書の文言に反映しているところは注目すべきであろう。なお『元文類』のこの記録は『経世大典』政典、征伐、日本に基づくものであるが、『元史』

日本伝には採録されなかった。

文書「ツ」の高麗国按察使の牒文について、張氏の論に付け加えるべきものはあまりない。^⑩ いまは『異国出契』の再発見に触発されて、蒙古襲来に先立つ国際関係について多少考えたところを示すにとどめておきたい。

註

- ① 張東翼「一二六九年「大蒙古国」中書省の牒と日本側の対応」、『史学雑誌』第一一四編第八号、二〇〇五)参照。
- ② 『學術叢編』所収。また『国学文庫』(一九三七)として刊行され、その影印本(広文書局、一九七二)が流布している。
- ③ 石井正敏「文永八年来日の高麗使について」(『東京大学史料編纂所報』一一、一九七七)参照。
- ④ たとえば、杉山正明『逆説のユーラシア史』二〇〇二、佐伯弘次『モンゴル襲来の衝撃』(日本の中世9)二〇〇三、など参照。
- ⑤ 『高麗史節要』では引用の文と異なる部分もあるが、「去使」の用い方は同じである。
- ⑥ この「去使」の語は、『元史』日本伝及び高麗伝の記事のもとになったはずの文書エの『元高麗紀事』にはみえない。
- ⑦ なお『元高麗紀事』によれば、「其所造船隻、聽其指画」とあり、ほかは同じである。なお「導達」は「導達」の意である。
- ⑧ 『鎌倉遺文』では「特」の字を脱し、「某官某」を「朝散大夫尚書礼部侍郎潘阜等」と明示している。『異国出契』も同じ。また『高麗史節要』に「風濤阻險」とあるのは単に「險阻」を誤ったものであろう。
- ⑨ 『高麗史』巻二六、元宗世家元宗十年七月甲子条。『高麗史節要』巻一八、元宗十年七月条では「不以險難為辭」に作る。
- ⑩ 『元史』世祖紀には「亦」の字を脱す。
- ⑪ 『異国出契』では「嘉」の字を「喜」に誤まり、「亦」の字を脱す。
- ⑫ 張東翼氏は「蒙古の立場から両国の友好的な通交の締結を通報したもの

であるが、その実質においては日本の臣属を要求したものである」と述べる(註⑬)。

⑬ ただ、「郷導」を「嚮導」と、また「使介」を「使价」と校しておられるところは誤字とまで言わなくともよいのではないかと考える。

蒙古・高麗・日本外交文書簡表 (1266~1270)

至元3年 (高麗元宗7年, 日本文永3年, 1266)

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
至元3年(1266)8月	大蒙古国皇帝	国書	日本国王	黑的 ^{ヘイダール} ・殷弘	

『元史』世祖紀, 『元史』日本伝, 『高麗史』元宗世家, 『高麗史節要』, 『鎌倉遺文』, 『異国出契』

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
	大蒙古国皇帝	詔	高麗国王	黑的・殷弘	元宗7年(1266)11月

『元高麗紀事』, 『高麗史』元宗世家, 『高麗史節要』

至元4年 (高麗元宗8年, 日本文永4年, 1267)

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
至元4年(1267)正月	高麗国王	奏	大蒙古国皇帝	宋君裴	

『高麗史』元宗世家, 『高麗史節要』

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
至元4年(1267)6月	大蒙古国皇帝	詔	高麗国王	黑的	元宗8年(1267)8月

『元高麗紀事』, 『高麗史』元宗世家, 『高麗史節要』

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
至元4年(1267)10月	安童 ^{アンドン} (中書右丞相)	書	高麗国王		

『元高麗紀事』

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
[至元3年(1266)8月]	大蒙古国皇帝	国書	日本国王	潘阜	[文永5年(1268)正月]*1
[至元4年(1267)9月]	高麗国王	国書	日本国王	潘阜	[文永5年(1268)正月]*2
(至元5年)(1268)正月	潘阜	書	少弐資能		[文永5年(1268)正月]*3

*1 前出 *2 『高麗史』元宗世家 (8月), 『高麗史節要』, 『鎌倉遺文』, 『異国出契』

*3 『鎌倉遺文』, 『異国出契』

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
	大蒙古国皇帝	勅	王渥		元宗9年(1268)2月

『高麗史』元宗世家, 『高麗史節要』

至元5年 (高麗元宗9年, 日本文永5年, 1268)

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
至元5年(1268)正月	大蒙古国皇帝	詔	高麗国王	于也孫脱 ^{エヌソトク}	元宗9年(1268)3月

『元史』高麗伝, 『元高麗紀事』, 『高麗史』元宗世家, 『高麗史節要』

[コ]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
元宗9年(1268)4月	高麗国王	表	大蒙古国皇帝	李藏用	至元5年(1268)5月

『高麗史』元宗世家, 『高麗史節要』

[カ]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
元宗9年(1268)7月	高麗国王	表	大蒙古国皇帝	潘卓	

『高麗史』元宗世家, 『高麗史節要』

[キ]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
元宗9年(1268)8月	高麗国王	書	大蒙古国皇帝	崔東秀	

『高麗史』元宗世家, 『高麗史節要』

[ク]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
至元5年(1268)8月	大蒙古国皇帝	書	高麗国王	脱朶兒	元宗9年(1268)10月

『元高麗紀事』, 『高麗史』元宗世家

[ケ]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
至元5年(1268)9月	大蒙古国皇帝	詔	高麗国王	黒的	元宗9年(1268)11月

『元高麗紀事』, 『高麗史』元宗世家, 『高麗史節要』

至元6年(高麗元宗10年, 日本文永6年, 1269)

[コ]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
至元6年(1269)6月	大蒙古国中書省	牒	日本国王	金有成	

『異国出契』

[カ]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
元宗10年(1269)7月	林衍 ^{えん}	表	大蒙古国皇帝	郭汝弼	

『高麗史』元宗世家, 『高麗史節要』

[キ]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
至元6年(1269)7月	大蒙古国皇帝	詔	高麗国王	脱朶兒	

『元高麗紀事』

[ク]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
至元6年(1269)8月	慶尚道按察使	牒	大宰府守護所	金有成	

『異国出契』

[ケ]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
至元6年(1269)8月	大蒙古国皇帝	詔	高麗国文武臣僚	幹朶思不花 ^{カンダシブハ}	

『元高麗紀事』

[ト]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
至元6年(1269)10月	大蒙古国皇帝	詔	高麗国官吏軍民	黑的	至元6年(1269)11月

『元高麗紀事』

[ナ]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
至元6年(1269)11月	高麗国王	表	大蒙古国皇帝	朴休 <small>きゆう</small>	

『高麗史』元宗世家, 『高麗史節要』

至元7年(高麗元宗11年, 日本文永7年, 1270)

[ニ]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
至元7年(1270)正月	大蒙古国皇帝	詔	高麗国僚属軍民		

『元史』高麗伝, 『元高麗紀事』

[ヌ]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
文永7年(1270)正月	太政官	牒	大蒙古国中書省		

『異国出契』, 『本朝文集』

[ネ]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
文永7年(1270)2月	大宰府守護	牒	慶尚道按察使		

『異国出契』, 『本朝文集』

[ノ]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
至元7年(1270)2月	大蒙古国皇帝	詔	高麗国官吏軍民		

『元史』高麗伝, 『元高麗紀事』

[ハ]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
至元7(1270)閏11月	大蒙古国皇帝	詔	高麗国王	(世子愷)	元宗11年(1270)12月

『元史』高麗伝, 『元高麗紀事』, 『高麗史』元宗世家, 『高麗史節要』

[ヒ]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
至元7年(1270)12月	大蒙古国皇帝	国書	日本国王	趙良弼	文永8年(1271)9月

『元史』日本伝

[フ]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
至元7年(1270)12月	大蒙古国皇帝	詔	高麗国王		

『元史』高麗伝, 『元高麗紀事』

[ヘ]

発給年時	発給者	形式	受給者	使者	受領年時
	(三別抄?)	牒	日本国王?		文永8年(1271)8月以前

〔高麗国の使者がもたらした蒙古国中書省の牒〕
至元六年（高麗元宗十年、日本文永六年、一二六九）六月

『異国出契』卷一 抛奈良興福寺一乘院所藏本転鈔

大蒙古國皇帝洪福裏、中書省牒日本國王殿下。我國家以神武定天下、威德所及、無思不（能）「服」。逮皇帝即位、以四海爲家、兼愛生靈、同仁一視、南抵六詔・（五）〔安〕南、北至于海、西極崑崙、敷萬里之外、有國有土、莫不畏威懷德、奉幣來朝、惟爾日本、國于海隅、漢唐以來、亦嘗通中國、其與高麗寔爲密邇。皇帝嚮者救高麗國王、遣其臣潘阜持璽書通好、貴國稽留數月、殊不見答。皇帝以爲將命者不達、尋遣中憲大夫・兵部侍郎・國信使紇德、中順大夫・禮部侍郎・國信副使殷弘等、重持璽書、直詣貴國、不意纔至彼疆對馬島、堅拒不納、至兵刃相加我信使、勢不獲已、聊用相應、生致塔二郎・彌二郎二人以歸。皇帝寬仁好生、以天下爲度、凡諸國內附者、義雖君臣、歡若父子、初不以遠近小大爲間。至于高麗、臣屬以來、唯歲致朝聘、官受方物、而其國官府士民、安堵如故、及其來朝、皇帝所以眷遇（樹）「撫」慰者、恩至渥也。貴國隣接、想亦周悉。且兵交使在其間、寔古今之通義、彼疆場之吏、赴敵舟中、俄害我信使、較之曲直、聲罪致討、義所當然。又慮貴國有所不知、而典封疆者、以慎守固禦爲常事耳。皇帝猶謂此將吏之過、二人何罪、今將塔二郎致貴國、俾奉牒書以往。其當詳體聖天子兼容并包混同無外之意。忻然效順、特命重臣、期以來春、奉表闕下、盡畏天事大之禮。保如高麗國例處之、必無食言。若猶負固恃險、謂莫我何、杳無來、則天威赫怒、命將出師、戰舸萬艘、徑壓王城、則將有噬臍無及之悔矣。利害明甚、

敢布之殿下。唯殿下寔重圖之。謹牒。

右牒日本國王殿下。

至元六年六月 日 牒。

資政大夫中書左丞

資德大夫中書右丞

榮祿大夫平章政事

榮祿大夫平章政事

光祿大夫中書右丞相

表

牒奉

日本國王殿下

中書省 封

裏

至元六年六月 日

……最初のモンゴル国国書（「ア」）至元三年八月）の文言と重なる部分。
……『元文類』卷四一、雜著、征伐、日本の記事と重なる部分。

大蒙古國皇帝の洪福のうち、中書省、日本國王殿下に牒す。我が國家、神武を以て天下を定め、威徳の及ぶ所、思いて服せざるはなし。皇帝即位するに速んで、四海を以て家と爲し、生靈を兼愛し、同仁一視、南は六詔・安南に抵り、北は海に至り、西は崑崙を極め、数万里の外、有國有土、威を畏れ徳を懷き、幣を奉じて来朝せざるなし。惟だ爾日本、海隅に国たて、漢・唐以来、亦た嘗に中国に通じ、其の高麗と寔に密邇爲り。皇帝嚮者、高麗國王に勅し、其の臣潘阜を

遣し璽書を持して好みを通じたるに、貴国稽留すること数月、殊に答えられず。皇帝以為えらく将命する者達せざると、尋で中憲大夫・兵部侍郎・国信使紇德、中順大夫・礼部侍郎・国信副使殷弘らを遣し、重ねて璽書を持し、直ちに貴国に詣らしむるに、意わざりき纒く彼の疆の対馬島に至るに、堅拒して納れず、兵刃もて我が信使に相い加うるに至り、勢いとして已むを獲ず、聊か用て相い応じ、塔二郎・彌二郎二人を生致して以て帰る。皇帝は寛仁にして生を好み、天下を以て度と為し、凡そ諸国の内附する者は、義、君臣と雖も、欲びは父子の若く、初めより遠近小大を以て間と為さず。高麗に至りては、臣属してより以来、唯だ歳ごとに朝聘を致し、官より方物を受け、而して其の国の官府士民は安堵すること故の如く、其の来朝するに及んで、皇帝の眷遇撫慰する所以の者は、恩、至渥なり。貴国隣接すれば、想いて亦た周悉せん。且つ兵交わるるとき、使、其の間に在るは、寔に古今の通義なり。彼の疆場の吏、敵舟の中に赴き、俄かに我が信使を害するは、これを曲直に較ぶれば、罪を声して討を致すとも、義として当さに然るべき所なり。又た慮るに貴国知らざる所ありて、封疆を典する者、慎守固禦を以て常事と為せるのみと。皇帝猶お謂いて此れ将吏の過にして、二人何の罪あらんと。今、塔二郎を將て貴国に致し、牒書を奉じて以て往かしむ。其れ当さに聖天子、兼容并包し混同して外にするなきの意を詳体し、忻然として順を効し、特に重臣に命じて、期するに來春を以てし、表を闕下に奉じ、天を畏れ大に事えるの礼を尽くせ。保して高麗国の例の如くこれを処し、必ず食言するなからん。若し猶お固きを負い險を恃み、我を何ともするなく沓かにして來るなしと謂わば、則ち天威赫怒し、將に命じて師を出し、戦舸万艘も

て、徑ちに王城を庄せば、則ち將に噬臍及ぶなきの悔あらん。利害明甚なれば、敢てこれを殿下に布す。唯だ殿下寔に重ねてこれを図れ。謹みて牒す。

右、日本国王殿下に牒す。

至元六年六月 日、牒す。

資政大夫中書左丞

資德大夫中書右丞

榮祿大夫平章政事

榮祿大夫平章政事

光祿大夫中書右丞相

【翻訳】

大蒙古国皇帝の洪福により、中書省が日本国王殿下に文書を差し上げる。

我が国家は神武によって天下を平定し、その威徳のおよぶところ服従しないものはない。皇帝が即位されると、四海を家となし、生きとし生けるものを兼愛し、一視同仁、南は六詔・安南に至り、北は北海に至り、西は崑崙山に極まるまで、数万里のほかまで、あらゆる国も地域も威を畏れ徳を懐き、幣を奉じて来朝しないものはなかった。ところがなんじ日本は、海洋の一角に国をたて、漢・唐以来、つねに中国と通交し、高麗ともたいへん密接であった。

皇帝はさきに高麗国王に命令し、その臣潘阜を遣わして璽書を持参して誼みを通じようとしたところ、貴国はこれを数カ月間にわたって留め置き、いっこうに回答を示さなかった。(これに対し) 皇帝は命令を取り次ぐものが到達しなかったと考え、ついで中憲大夫・兵部侍郎

郎・国信使の紇德(黑的)と中順大夫・礼部侍郎・国信副使の殷弘ら
を遣わし、かさねて璽書を持って直接貴国に赴かせたのである。とこ
ろが思いもよらず境界あたりの対馬島に至るや、堅く入国を拒否し、
我が使節に刃を向ける事態となった。(我が方としては)なりゆきのう
えからやむを得ず、いささかこれに対応し、塔二郎・彌二郎の二人を
生け捕りにして帰国した。

皇帝は寛容、人道的であり、全世界のことをお考えであり、およそ
諸外国が内附するときには、立場は君と臣ながら父子のように欲びを
共有し、その国の遠近や大小で分け隔てするわけではけっしてない。
高麗については、わが国に臣属してよりこのかた、ただ毎年天子
にご挨拶して返礼の物を受け、その国の政府と人民はもとどおり安堵
されるだけである。来朝の際には皇帝から格別の処遇、慰撫にあずか
り、その恩寵はきわめて厚い。貴国は隣接しているから、そのあたり
はよくご存知であろう。

且つ「兵交わるとき使その間に在り」(軍事対決のときにも使者がその
間に介在して和平を図る)とはまことに古今の通義である。かの国境の
役人が敵舟のうちに赴いて、突然我が使節を傷害するなどは、ことが
正しいか誤っているかという点からすれば、公然と相手の罪をせめて
討伐にのりだしても当然のところである。さらによく考えてみれば、
貴国において承知しておらず、国境警備に当たるものが職務上ひたす
ら固く防禦しただけのことかもしれない。皇帝はそれでも、これは
下級の役人の過まちであって、二人のものには罪はないとお考えにな
り、いま塔二郎らを貴国に送り届け牒書を奉じて行かせることとし
た。

ここは聖天子がすべてを包容してすべて一体であるとの意向をよく
心得て、よるこんで恭順の誠意を示し、とくに重臣に命じて、来春を
期して闕下に表文を奉り、天を畏れて大に事えるの礼を尽すようにせ
よ。保証して高麗国の例のように処遇して、きつと約束に違うような
ことはない。それでもなおも国の堅固を恃んで、当方を何とも思わ
ず、遠方ゆえ来ることもないと考えるようなら、それこそ天威は怒り
が火につき、武將に命じて軍隊を出し、万艘もの戦艦でもって、ただ
ちに王城をおし潰そう。そうなたら臍をかんでも及ばないとの後悔
をするばかりである。利害は甚だ明白であり、あえて殿下に布告する
のである。ただ殿下、まことに重ねて検討されるよう。謹んで牒す。

右、日本国王殿下に牒す。

至元六年六月 日、牒す。

資政大夫中書左丞

(廉希憲)

資德大夫中書右丞

(伯顔)

榮祿大夫平章政事

(史天沢)

榮祿大夫平章政事

(忽都察兒)

光祿大夫中書右丞相

(安童)

〔高麗國慶尙晋安東道按察使がもたらした日本国大宰府宛の牒〕

至元六年(高麗元宗十年、日本文永六年、一二六九)八月

『異国出契』卷一

拋奈良興福寺一乘院所藏本転鈔

高麗國慶尙晋安東道按察使牒。

日本國(太)「大」宰府守護所。

高麗國慶尙晋安東道按察使牒日本國(太)「大」宰府。當使契勘、本

朝與貴國講信修睦、世已久矣。頃者北朝皇帝欲通好貴國、發使齎書、道從于我境、并告以鄉導前去、方執牢固、責以多端。我國勢不獲已、使使伴行過海、前北朝使介達於對馬、乃男子二人偕乃至帝所、二人者即被還、今已於當道管内至訖、惟今裝舸備糧、差尙州牧將校一名・晉州牧將校一名・鄉通事二人・水手二十人護送。凡其情實、可於〔比〕〔此〕人聽取知悉。牒具如前、事須謹牒。

至元六年己巳八月日、牒

按察使兼監倉使・轉輸提點刑獄兵馬公事・朝散大夫・尙書禮部侍郎・太子宮門郎〔位〕〔在〕判。

*このあたりに恐らく脱誤あり。

高麗國慶尙晋安東道按察使の牒。

日本国大宰府守護所。

高麗國慶尙晋安東道按察使、日本国大宰府に牒す。当使契勘するに、本朝、貴國と信を講じ睦みを修め、世よ已に久し。頃者北朝皇帝、好みを貴國に通ぜんと欲し、使を發し書を齎し、道、我が境に従い、并びに告ぐるに郷導して前去するを以てし、方に牢固を執り、責むるに多端を以てす。我國勢いとして已むを獲ず、使いをして伴行して過海せしめ、前まきに北朝の使介、對馬に達し、乃ち男子二人と偕おむに乃ち帝の所に至る。二人の者即ち還され、今已に當道の管内に至り訖り、惟だ今舸を装し糧を備え、尙州牧將校一名・晉州牧將校一名・鄉通事二人・水手二十人を差して護送す。凡そ其の情實は、此の人に聴取し知悉すべし。牒具すること前きの如く、事須すべらく謹みて牒すべし。

至元六年己巳八月日、牒す。

按察使兼監倉使・轉輸提點刑獄兵馬公事・朝散大夫・尙書禮部侍郎・太子宮門郎在判。

〔翻譯〕

高麗國慶尙晋安東道按察使の牒。

日本国大宰府守護所宛て。

高麗國慶尙晋安東道按察使が日本国大宰府に牒する。当使が思うに、本朝が貴國と友好親善關係を築いてから久しい。最近、北朝皇帝（すなわち大蒙古國皇帝）は貴國と友好關係を通じようとして、使者を派遣し國書をもたらずのにわが国内にルートをとり、ならびに先導して行くよう通告し、強硬な姿勢であれこれと注文をつけてきた。我國としてはやむを得ず、使者を随行させて海を渡らせたが、さきに北朝の使者が對馬に達したところで、男子二人（を捕らえて）ともに皇帝の居所に至った。二人のものはすぐに返還されて、いまずでに當道の管内に至っている。現在船出の準備をし食糧を積み込み、尙州牧の將校一名・晉州牧の將校一名・鄉通事二人・水手二十人をやって護送させようとしている。あらゆる実情はこれらの人から聴取のうえよくよくご承知ありたい。以上のように文書をととのえたので、謹んで文書を差し上げます。

至元六年己巳八月日、牒す。

按察使兼監倉使・轉輸提點刑獄兵馬公事・朝散大夫・尙書禮部侍郎・太子宮門郎在判